

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年11月24日(2005.11.24)

【公表番号】特表2002-515798(P2002-515798A)

【公表日】平成14年5月28日(2002.5.28)

【出願番号】特願平10-534818

【国際特許分類第7版】

A 6 1 M 1/14

【F I】

A 6 1 M 1/14 5 9 0

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月3日(2005.2.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成17年2月3日

特許庁長官 殿



1. 事件の表示 平成10年特許願第534818号

2. 補正をする者

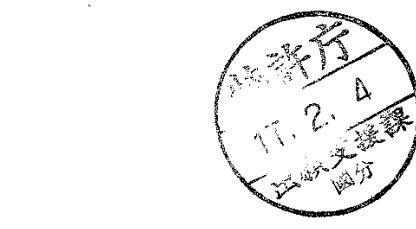
住所 アメリカ合衆国 06897 コネチカット、ウィルトン、
オールド キングス ハイウェイ 129

氏名 スクイティエリ、ラファエル ピー。

3. 代理人

住所 〒103-0004
東京都中央区東日本橋3丁目4番10号
アクロポリス21ビル6階

氏名 A054 (10054) 弁理士 川口 嘉之



4. 補正対象書類名 請求の範囲

5. 補正対象項目名 全文

6. 補正の内容 別紙のとおり

方 式
審査
佐藤

別紙

請求の範囲

1. チューブを含む第一の部分とカテーテルを含む第二の部分を有する血液透析用血管アクセスシステムであって、

前記チューブは、動脈に縫合できる材料で構成され、その第一の末端が動脈に接続されるチューブであり、

前記カテーテルは静脈内に挿入されるカテーテルであって、その第一の末端に静脈の挿入部位から離れたところで静脈内に位置する孔を有するカテーテルであり、

前記チューブ及びカテーテルは使用時には全体が皮下に埋設され、血液の停滞を防ぐことができる血液透析用血管アクセスシステム。

2. 前記チューブと前記カテーテルが単一の管腔を形成する、請求項1に記載の血液透析用血管アクセスシステム。

3. 前記カテーテルの第一の末端が皮下挿入に適合した末端である、請求項1又は2に記載の血液透析用血管アクセスシステム。

4. 前記カテーテルの第一の末端が斜切された末端である、請求項3に記載の血液透析用血管アクセスシステム。

5. 前記チューブの第二の末端と前記カテーテルの第二の末端が互いに接続されている、請求項1～4のいずれか一項に記載の血液透析用血管アクセスシステム。

6. 前記カテーテルの第二の末端は、前記チューブの第二の末端を挿入するための拡大部分を有する、請求項5に記載の血液透析用血管アクセスシステム。

7. 前記チューブの第二の末端を前記カテーテルの第二の末端に接続するための接続部をさらに含む、請求項5に記載の血液透析用血管アクセスシステム。

8. 前記チューブの第二の末端が前記カテーテルの第二の末端に接着されている、請求項5に記載の血液透析用血管アクセスシステム。

9. 前記カテーテルが静脈に縫合するための折り返しを有する、請求項1～8のいずれか一項に記載の血液透析用血管アクセスシステム。

10. 前記カテーテルが多層からなる、請求項1～9のいずれか一項に記載の血液透析用血管アクセスシステム。

11. 前記多層のうちの少なくとも一層が血栓付着防止コーティングされている、請求項10に記載の血液透析用血管アクセスシステム。

12. 前記カテーテルがP T F E材を内側にし、シラスチック材を外側にした積層材料である、請求項10又は11に記載の血液透析用血管アクセスシステム。

13. 前記チューブがP T F Eを素材とし、前記カテーテルがシラスチックを素材とする、請求項1～12のいずれか一項に記載の血液透析用血管アクセスシステム。

14. さらに前記チューブの第二の末端と前記カテーテルの第二の末端との間に針受け入れサイトを含む、請求項1～13のいずれか一項に記載の血液透析用血管アクセスシステム。

15. 前記針受け入れサイトが、前記チューブの第二の末端に接続された入口、前記カテーテルの第二の末端に接続された出口、及び貫通導管を有するフレームを含む、請求項14に記載の血液透析用血管アクセスシステム。

16. さらに、血液透析機に結合される少なくとも一の針を含み、該針は前記チューブに直接挿入されることを特徴とする、請求項1～15のいずれか一項に記載の血液透析用血管アクセスシステム。